

懇談テーマ1

自治会の魅力とは何か

- ・自治会に加入して「良かった」と感じる人は少なくなっている。
- ・自治会に加入した際の具体的な利点は何か。

【回答】

本市には現在166の自治会が組織されていますが、市全体の自治会加入率は、毎年10月1日現在の調査によると、令和3年度が61.4%、令和2年度が62.8%となっており、前年比で1.4%減少しています。特に、大田原地区においては、令和3年度が56.0%、令和2年度が57.7%で、前年比で1.7%減少していましたので、市全体より減少幅が大きくなっています。

さて、皆さんが自治会に加入すること、つまり地域のネットワークに参加することで期待できることは、住民同士のコミュニケーションが図られることで、支え合いや思いやりの心が育まれ、地域の連帯感が増すことだと考えています。

具体的には、自治会の行事に参加することにより、様々な世代と知り合うことができ、地域の子どもや高齢者の見守りの恩恵を受け、防犯にもつながると考えていますし、風水害や地震などの災害発生時には、市民の皆様にとって自治会が頼りになる存在となるものと考えています。

実際に行われている自治会活動を多くの方に知っていただき、改めて自治会の重要性を再認識していただけるよう努めていきます。

懇談テーマ1（再質問）

肝心の負の面、デメリットがあるから入らない、あるいは辞めるということだと思うが、その辺の分析がされているのか。分析を行った結果の対策は何かあるのか。

【回答】

自治会の加入率のご質問でしたので加入率でお答えいたしました。加入世帯数で考えると、過去5年間で平成29年度が18,669、それに対して令和3年度が18,175と、割合にして2.6%減です。

加入率では単身世帯の方の転入がとても多く、世帯数の増加は5年間で1,420、自治会の加入世帯の減少は494のマイナスでした。

現在自治会に入られている方の脱会は少なく、むしろ、自治会の加入率の減少というのは、新たに転入されてきたアパートとか、個別の世帯の場合もありますが、主に単身世帯の方が自治会に加入していないというのが大きく下がっている原因のひとつだと考えています。

単身世帯の方の場合、特に自治会に入っていない方には、こういったものが自治会の活動であるかということ、なかなかお伝えすることができません。

対策として、広報紙をお配りしても、広報紙自体が届かないということもありますので、広報紙以外の手法で、インターネットを使っての周知であるとか、チラシ等も市内の店舗に置いていただくとか、あとはタウン誌のようなところで自治会の活動を周知したりしながら、自治会の意義をお伝えしていこうと考えています。

デメリットというお話がありましたが、どうしても自治会活動というと、役員の引き受け手がないとか、「何々をしなくてはいけない」という懸念が多いため、自治会活動の中の自治会長さんの負担軽減ということも区長会の役員会等で話されていますので、それについても取り組んでいきたいと考えています。

懇談テーマ1（再質問）

自治会に加入する時の負担金について、若い世帯には負担が大きいという話もある。新設の分譲地等の世帯については、既にある自治会に加入するのではなく、新しく自治会を設立すると良いと思う。市の負担は増えると思うが、どのように考えているのか。

【回答】

新しい自治会を作ることについて、市の負担が増えるという考えはありませんので、それについてはご相談を受けて作ることは可能です。

しかしながら、加入金とか公民館の建築費用というのも市内の自治会で様々ですが、建築積み立てもありますし、すでにあるところも様々ですが、新しい方を迎え入れて自治会を維持していくためには、今までの負担金を見直して下げるとすることも選択肢のひとつではないかと私は考えています。

それぞれの事情はありますが、これだけ自治会の加入率が少なくなって、若い方あるいは転入者を入れるという時のひとつの負担になることは事実ですので、改めてその点についてはご検討をお願いしたいと個人的には申し添えたいと思います。

懇談テーマ2

定住自立圏について

大田原市では、「八溝山定住自立圏」や「那須地域定住自立圏」といった取り組みを行っているが、近隣市町と比較すると、大田原市は人口減少率が高いと思われる。人口減少に対して、今後、市はどのように対応していくのか。

【回答】

大田原市人口ビジョンによりますと、本市の人口は平成17年の79,023人をピークに減少に転じ、2060年には47,961人にまで減少すると推測されています。

未婚化、晩婚化を背景とする少子化や若年層の首都圏への流出による人口減少が進むことによって、地域の活力低下や産業の人手不足、地域経済の縮小を招くことになりま

すので、人口減少の問題は、住民の皆様と問題意識を共有しながら課題解決に取り組んでいかななくてはならないものと認識しています。

八溝山周辺地域定住自立圏の構成市町は8つありますが、人口減少率について令和3年4月1日と令和4年4月1日の人口を比較してみますと、大田原市は0.71%の人口減となり、減少率が低い方から見て2番目となっています。

最も人口減少率が低かったのは那須塩原市で0.16%の減、最も人口減少率が高かったのは那珂川町の2.84%の人口減となっており、本市は人口減少率が低かったとはいえ、人口減少は圏域全体に共通する大きな問題になっています。

定住自立圏構想においては、近隣の市町と共生ビジョンを策定し、相互に役割を分担しながら人口流出を防ぐと共に、圏域への新たな人の流れを創出する取り組みを行うこととしています。

八溝山周辺地域定住自立圏構想では、結婚促進対策事業や圏域内ファミリーサポートセンター事業、広域観光推進事業による地域資源の魅力発信事業などに連携して取り組んでおり、今後も構成市町との広域連携を基盤とする少子高齢化対策を実施していきます。

また、個別の取り組みとして、令和4年3月に策定した大田原市総合計画後期基本計画の中で、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来を見据え、安定した雇用の創出、都市部からの人の流れを作る取り組み、若い世代の結婚・出産・子育ての環境整備や教育環境の充実などの基本政策を策定しており、これらの施策により人口減少を見据えた持続可能なまちづくりを進めていきます。

懇談テーマ3

市の財政について

財政調整基金について、市長の公約にも書かれていたとおり、平成25年度に23億円あった基金が、令和2年度には10億1千万円に減少しているとのことで、今後、どのような対応策を考えているのか。

【回答】

財政調整基金の残高については、平成17年の合併以降の推移ですと、平成21年度末の8億8千万円が最少額で、平成23年度末の26億円をピークに、平成25年度末が23億円、令和元年度末、令和2年度末と2年度続けて10億1千万円で推移しています。

財政調整基金は、将来の歳入減や歳出増加への備えとして、年度間の財源調整を行う重要な基金で、一般的に標準財政規模、この標準財政規模については、通常の状態ですと毎年きちんと入ってくる何にでも使える金額で、例えば地方税や地方譲与税のことを言います。この標準財政規模の10%から20%までが適正とされており、大田原市の標準財政規模は約190億円程度ですので、19億円から38億円程度が適正な額と考えています。

令和3年度末の残高は約13億1,300万円を見込んでおり増額となりますが、まだ適正な範囲に達していないと考えています。

今後については、不測の事態ややむを得ず財源不足が発生した際には、必要最小限の

財政調整基金の取り崩しは必要であるとは考えていますが、基金の適正な運用を図りながら一定額を確保できるよう努めていきます。

そのためにも、市民サービスの維持向上を図りつつ、更なる事業の見直しによる歳出超過の解消に努め、一方で財政調整基金の積立による財源確保を図り、持続可能な財政運営の実現を目指していきます。

懇談テーマ4

空き家対策について

市内に空き家が増えており、火災や犯罪などの防犯の面からも、何らかの対策が必要ではないかと感じている。

現在の市内の空き家の状況や、今後増え続けるであろう空き家の対策について、市の考えは。

【回答】

市内の空き家数については、現在、1000件程の空き家が確認されており、今後、増えることが予想されています。この中には防災、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性のある管理不全な空き家等が所在し、近隣からの相談等にて情報を把握しています。

空き家の対策については、空き家法及び市条例に基づき、管理不全な空き家の所有者に対して適正に管理するよう指導し、改善を促していきたいと考えています。

しかし、空き家の所有者であること自体を知らない方が散見され、相続人関係の複雑さから所有者の特定に時間を要している現状があります。

一方、良質な空き家を有効活用し、移住・定住を目的とした「空き家等情報バンク制度」を設けており、空き家の賃貸、売買等を希望する所有者からの申込みを受け、登録された空き家の情報を市ホームページなどで公表することによって、空き家利用を希望する方に情報提供を行う制度です。

さらに、農地付き空き家バンク制度もあり、非農家が農地を取得することが容易になり、空き家と一体的な売買をすることが可能になっています。

また、「空き家バンク制度」を利用し、空き家を購入された方に改修費の一部について補助を行っており、一戸当たり最大60万円を利用することができます。

また、同制度を利用して空き家を賃借した子育て世代は、家賃の一部、ひと月あたり最大10,000円を36か月について、補助が利用できます。

空き家は個人の財産であることから、行政が携われる範囲は限定的ではありますが、空き家に対する助言や指導、また、補助制度による後押し等、国や県と連携を図り対応していきたいと考えています。

懇談テーマ4（再質問）

空き家と言っても、廃屋、朽ち果ててどうしようもないものと、再生できれば利用できるという空き家の2つがある。廃屋で人が住んでいないし、朽ち果てているような空き家が目立つが、具体的に市ではどのような指導や助言をいただけるのか。

【回答】

原則として、空き家は個人所有の持ち物ですので、廃屋となって壊すしかないというようなものは、個人で解体等をしていただくのが原則です。

ただ、空き家の所有者がなかなか確定できないような状況となっているのが空き家の問題を非常に複雑にしているというところだと思います。

具体的に言いますと、空き家を所有している方が、その空き家を解体するとか売却するとか、そういう意思の決定ができない場合もあります。例えば、高齢となり、認知症等で意思の決定ができないという場合もあります。

また、空き家自体が相続の対象となっているが、相続登記まできちんとなされず、相続者が何名もいるために、意思の統一が図れなくて、空き家を解体するとか売却するというような意思の決定ができないような状態になっているというところが一番空き家の問題を大きくしているところだと思います。

行政としてできるところは、所有者をできるだけ特定して、その方に最終的には解体等を依頼することしかできません。

ただ、どうしてもこのまま放置したのでは近隣の方に危険が及ぶとか、そういった場合においては、最後の手段ということで特定空き家に指定して、行政代執行という形で解体するということができます。

ただし、それは公費で解体するということになりますので、個人の所有物を公費を使って解体するというのが、皆様からご理解いただけるかという問題がありますので、それは最後の最後の手段だと考えています。

もちろん、そこまで行かずに何とか空き家を管理不全となる前に、管理ができる状態で、例えば空き家バンクに登録をしていただいて、別の方に有効活用を図っていただくというような方向に持っていければと考えています。

懇談テーマ4（再質問）

去年度、何件空き家バンクに登録して、何件仲介できたのか

【回答】

昨年の数字は掴んでいませんが、今ホームページに載っている空き家バンクの成約件数としては27件となっています。

今現在、空き家を売りたいという方の登録件数がゼロの状況です。それに対して空き家を買いたいとか売って欲しいという方も登録することになってはいますが、そちらは33件の方が登録をしています。売って欲しいという方は非常に多いのですが、その方に紹

介する空き家が無いような状況です。もし、皆様方のご近所に空き家バンクに登録しても良いような物件がありましたら、ぜひ情報をお寄せいただければと思います。

懇談テーマ4（再質問）

以前、市政懇談会で空き家問題の専門的な部署を市役所に設ける必要があるという話があったが、現在設けていないという形で話が終わっている。現在1,000件程度あって、それに対する対応として、専門的な部署を設けなくても構わないのか。

【回答】

空き家の専門的部署となりますと、所管する部署というのは建設水道部の建築住宅課の中に係がありまして、その係で専門的に空き家に対する対策等を行っているところでして、専属で1人が担当しているような状況になっています。

以前よりは改善されていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

懇談テーマ5

保育料の見直しについて

令和3年度から保育料が変わり、市独自の補助制度である副食費の補助も廃止されたため、負担の増えた世帯が多いと聞いている。

少子化が進む中、子育て世帯を支援する意味でも負担を下げる保育料の見直しが必要と思うが、今後改善する予定はあるのか。

【回答】

保育料については、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園、保育園、小規模保育事業所を利用する3歳から5歳の子ども、及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもが現在無償化の対象となり、保育料は無料となっています。

なお、当該無償化制度を開始した際には、本市独自の制度として、無償化の対象とならない0歳から2歳までの子どもの保育料について、一律に3割の軽減措置を実施していました。

令和3年度から無償化前の状態に戻したことで、見直し前と比較すると、0歳から2歳の子どもの保育料利用者負担額が増える状況となりました。

また、市独自の補助制度であった副食費に対する月額2千円の補助金を廃止したことで、見直し前よりも3歳から5歳の子どもの掛かる副食費の利用者負担額が増える状況となっています。

しかしながら、これら見直し後の利用者負担額は、他市と比較しても、決して突出した高額の負担額ではありませんので、その点をご理解いただけますようお願い申し上げます。

「今後、保育料を改善する予定はあるのか。」とのご質問については、令和3年度か

らの保育料等の見直しに際し、県内の平均的な利用者負担額と乖離しないように検討を重ねており、市政全体の財政運営との均衡を考えた見直しでしたので、保育料の利用者負担額等に関する直近での見直しは予定していません。

しかしながら、保育サービスの利用における負担の適正化を図ることは重要であると考えています。今後についても、国県の制度改正や、他市の状況等を確認し、利用者負担額を見直す必要があるかどうかを判断しながら、適宜対応していきます。

懇談テーマ6

敬老祝金・敬老会補助金の見直しについて

敬老祝金について、令和2年度から87歳の支給が無くなり、80歳と101歳の祝金が減額となった。

また、敬老会補助金についても、1人あたり3,000円から2,000円に減額になり、令和3年度からは対象年齢も1歳ずつ引き上げとなっている。

高齢者にやさしい街にするためにも、以前の制度に戻すよう見直しができないか。

【回答】

敬老会補助金は、自治会、自治公民館等の団体等が開催する「敬老会事業」に対する補助金です。

敬老会補助金の対象年齢の引き上げ及び1人あたりの単価の引き下げについては、令和2年度から実施していますが、その背景としては、今後ますます進む団塊の世代の高齢化、人口減少、特に生産人口の減少等による厳しい財政難があります。

そうした中、敬老事業の事業費については、高齢者数に比例して年々増加しており、令和元年度の敬老会事業費補助金は、市全体で2,862万9千円でありましたが、令和7年度には約3,500万円、令和12年度には約4,000万円を超えるとの試算となったため、事業費の増加を抑制する必要性が生じ、対象年齢の75歳から80歳への引き上げと、1人あたりの単価の3,000円から2,000円への引き下げを実施することとなりました。なお、令和7年度までは、激変緩和措置として、対象年齢を1歳ずつ引き上げています。

高齢者施策においては、今後の高齢化率の上昇、特に団塊の世代が後期高齢者に達する令和7年以降、介護サービスや生活支援サービス等の社会保障に関わる経費が非常に多くかかることが予測されます。こういった経費を削減する訳にはいきませんので、限られた予算の中で事業によって優先順位をつける必要性についてはご理解いただきたいと思えます。

また、「敬老会事業」の考え方については、令和元年度までは、「祝賀会や茶話会」など地域の高齢者を招いて開催するもののみを補助の対象としていましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大してきた令和2年度からは、この解釈を広げ、「記念品の配布のみでも補助の対象とする」こととしています。参考として、現時点では、令和4年度の申請をしている自治会等のうち約60%の団体が、「記念品の配布のみ」としており、敬老会事業の実施方法の見直しをしていることが伺えます。

以上の補助金制度の変更により、「敬老会事業」の開催について皆さまにご苦勞をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、「敬老祝金」についてお答えいたします。厚生労働白書によると、平均寿命は平成の30年の間に5年以上伸びています。そして、今後も2040年までに約2年伸びると言われています。平均寿命の伸びにあわせて、いつまでも若々しく元気な方々が増えてきており、事実、体力テストを実施しますと、男女とも65歳以上のどの年齢でも、その合計点が向上しており、大変喜ばしいことです。

本市が3市町村合併をした翌年である平成18年度、100歳の方は7人でありましたが、それから15年経過しました昨年度は35人となり、101歳以上の方については、15年前は23人でありましたが、昨年度は65人となっています。

80歳の方については、この後、団塊の世代の皆様が対象となってくるため、現在の倍近い人数の方に毎年祝金をお渡しすることとなります。

こちらを減額しましたことも、敬老会補助金同様、高齢の方の生活支援や見守り等のサービス事業を優先して継続させるためであり、現時点で、もとに戻すことは難しい状況にありますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

懇談テーマ6（意見）

何かにつけて団塊の世代が高齢化とか大変だとかあちらこちらで聞くと、団塊の世代が生まれてきた時から、このような日が来るのはわかっていたと思う。今更、急に75歳になった人が多いからというのは政治の見通しが甘いからだとは私は理解している。団塊の世代が増えたからという理由はもうやめて欲しい。政治の貧困ではないか。

【回答】 意見のため市からの回答なし

懇談テーマ6（再質問）

財政難だから減額をするということは色々な所に出てくるが、減額した分だけどういうところがプラスになるのか、カバーできるのか、そういう案はないのか。

減額の数字だけ出てくるが、減額することによってどういうところが救われるのか、具体的に出せないのか。

【回答】

こういった敬老会の祝い金を減額して、代わりにどこがプラスになるのかというご質問ですが、減額した理由については、これまで市の予算を編成する際に、歳入と歳出のバランスを考慮してきましたが、合併以降、どうしても歳出の超過、歳出に対して財源が追いつかないという状況が続いていました。

それに伴い、その分を財政調整基金という貯金を取り崩して運営をしてきました。今般、少し前ですが、令和2年度3年度に大改革をして、このような貯金を崩して財政運営をするということは中長期的に見て、今後続ける訳にはいかないというところで、こういった小さな補助金からも全て削減をさせていただいたところです。

結論的には、どこかを増やすということではなく、健全な財政運営のために、入ってくるものをしっかり見定めて、出ていくものを捉えていこうという考えですので、ご質問の減らした分、どこが増えるのかということに関しては、どこも増えてはおりません。

懇談テーマ6（意見）

減った分を減った方たちに説明するためには、こういう状態だということを確認にすべきだと思う。借金の部分というのは、一般市民はあまり感じていない。マイナスのものだけはピンと跳ね返ってくる。そこのところを良く考慮して、回答する場合でも、「こころ辺のやつは、このままの財政で行くとどうなるよ」ということを明確に市民に訴えるべきだと思う。

【回答】意見のため市からの回答なし

懇談テーマ7

中央通り地区市街地再開発ビル「トコトコ大田原」の活用方法について

「トコトコ大田原」は、平成25年に施設の運用を開始してから今年で9年目を迎えるが、今後の施設の活用方法について、改善点や新しい活用方法等、市の考えはあるか。

【回答】

トコトコ大田原は複合商業施設で、5階から7階は分譲マンション、4階は図書館、3階は市民交流センター、2階は子ども未来館、1階はふれあいショッピングフロアとなっています。

図書館及び子ども未来館は指定管理者による管理、市民交流センターは市の直営、ふれあいショッピングフロアは、株式会社大田原まちづくりカンパニーによるテナントミックス事業の中で管理運営していただいています。

初めに、大田原図書館については、市民へのサービス向上を図るための改善として、新型コロナウイルス感染症対策のため、書籍除菌機の導入や図書館に来ずとも読書が楽しめる電子書籍の購入、大田原市史等のデジタル化及び公開を行っています。

また、視覚障がい者等の利用促進のため、ボランティア団体と連携し、対面朗読やデジタル図書の収集などを進めています。

次に、子ども未来館については、平成25年12月のオープン以来、大型遊具等で子どもたちの心身の成長を促すとともに、親子交流・子育て世代間交流の場を提供してきました。

今年6月には、企業版ふるさと納税寄附金の活用による遊具の追加整備を行い、開館10年目を目前にリニューアルオープンを行ったところです。新たに整備した「ロッククライミングウォール」では那須五峰や八溝山を背景になぞらえ、子どもたちが地域の自然を感じながら遊べる工夫を施したところであります。これら遊具のバージョンアップにより、子ども未来館のみならず、トコトコ大田原全体としても更なる魅力アップが図

られたものと感じています。

また、子ども未来館以外にも、外出や急病等により一時的に家庭での保育が困難となった子どもを預かる「一時保育センター」、子育てに関する情報交換や相談などが行なえる「つどいの広場」を開設することで、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めています。

次に、一階商業床のキーテナントであるTOKO-TOKOマルシェについては、地元野菜類等の直売所として、また、体に優しい安全安心な用品を提供することをコンセプトとして経営しています。

令和2年10月には、コロナ対策と併せ、レジ動線の改善と店内回遊性の向上を目的とした店内改装を実施しました。回遊性の向上、店舗運営の効率化が図られるとともに、利用客からも「動線が変わり買いやすい」「店内の見通しが良くなり、商品が選びやすい」など好評をいただいています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、営業自粛等の影響もあり、入込客数はコロナ前の水準を大きく下回っていますが、様々な営業努力によって令和3年度の売上は過去最高となっています。

令和3年4月からは、日常の買い物に困難を感じている人を支援するため、移動販売事業を開始し、拠点販売と個人宅販売を併用しながら、リピーターの獲得を重視し営業しています。

この事業は、農村部や中心市街地のニーズ把握にも一役買っていますので、今後の品揃え等にも生かせるものと考えています。

今後の改善点や新たな活用方法については、これまで同様に株式会社まちづくりカンパニーが中心となり費用対効果等を考えながら対応していただいているものと考えています。

今後も更なる活性化のため、市では、トコトコ大田原で毎月開催されている連絡会等を通じて関係者と連携を行っていきます。

また、大田原市は、株式会社まちづくりカンパニーの株主でもあり、また、役員には産業振興部長及び商工観光課長が取締役として入っていることから、今後も引き続き連絡を密に取り、提言等をしていきたいと考えています。

懇談テーマ7（再質問）

トコトコマルシェについて、PayPayが利用できないか。簡単にできると思うので、ぜひお願いしたい。

【回答】

今後、検討させていただきたいと思います。

懇談テーマ7（再質問）

トコトコ大田原の施設の活用について、地域の希望を連絡会等を通じて吸い上げていただけるとのことだが、具体的にどのように聞いていただけるのか。

活用の仕方について、地域の福祉の拠点作りというような場所ができると良いと考えているが、そのような構想はあるのか。

【回答】

地域の福祉の拠点づくりのためにトコトコ大田原も活用したいというご要望ということでよろしいでしょうか。

拠点といいますと、例えば「ほほえみセンター」のような福祉の拠点があるかと思いますが、トコトコ大田原の会議室等を使って催しをやることは可能だと思います。

トコトコ大田原の交流センターがある階には、大きな会議室から視聴覚室もあります。ビデオ等を流せる部屋もありますので、そのような形で自治会さんでお使いいただくことは問題ありません。

懇談テーマ7（再質問）

地域の高齢者に限らず、色々な世代の通い場のひとつとして、常設した施設がトコトコにあればみんな集まれるのではないか。

【回答】

貸館の都合上、ポイントポイントの利用は可能ですが、1年間ずっと使用するの難しいと考えています。

懇談テーマ8

大田原市のイベントについて

①大田原マラソンについては、令和2年度から3年間休止すると聞いているが、令和5年度の復活の際には、どのように開催するのか。また、以前、行われていた車椅子マラソンも復活してはどうか。

②与一まつりについても3年間休止されているが、再開に向けての今後の予定や、以前の開催方法との相違点等について伺いたい。

③市のイベントについて、マンネリ化しているものもあるかと思うが、イベントの開催について、どのように考えているのか。

【回答】

①大田原マラソン大会については、いちご一会とちぎ国体が開催される今年度まで休止し、来年度から再開する予定です。

開催日は、休止前までと同様、11月23日の祝日、勤労感謝の日に開催することがすで

に決定しています。

なお、休止期間中に「第33回大田原マラソン大会準備委員会」を組織し、マラソンコースの見直しを中心に検討を重ね、現在、新しいマラソンコースが最終決定となるころまで進んでいます。

コースについては、休止前までのコースをベースとしたワンウェイコースで、渋滞緩和を考慮したコースを予定しています。9月末までに日本陸上競技連盟への公認申請手続きができるよう、距離計測業務の発注を進めていきます。

事務局としては、これまでの「4時間制限」「若手ランナーの育成」を基本方針に、今後、大会要項等、詳細内容を準備委員会で協議を重ね、大会開催準備を進めているところです。

次に、以前行われていた車いすマラソンも復活してはどうかとのご質問ですが、車椅子マラソンの実施に関しては、全面規制での実施による主要道路の交通への影響や、選手の安全確保のための防護マット設置に要する人数の確保など、問題点が多いことから、中止を決定した経緯があります。

更に、人的、財政的な負担が大きいことから、現時点で再開する考えはありませんので、ご理解いただけますようお願いいたします。

②与一まつりについては、まつりの名称を「与一まつり」とし、8月の第1週の金曜日と翌土曜日の2日間での開催とし、会場は中央多目的公園を中心に、市道大田原野崎線の白河信用金庫前交差点から山二商店前交差点の区間、さらに山二商店前交差点から中央通り、金燈籠交差点の区間で調整することとしています。

検討に際しては、まったく新しい形のまつりとするのか、あるいはこれまでの与一まつりを残しながら一部見直しを行うのかなどの議論を重ねてきましたが、これまでの与一まつりを残しながら新たな形を取り入れていくとの声が多く、その声を反映した与一まつり案を検討委員会等で検討しているところです。

以前の開催方法との相違点等については、交通規制時間を短縮し、会場もこれまでと変更になる予定です。また、まつりのメインイベントは、流し踊りと武者に関するイベントを中心に構成し、詳細な編成については、炎天下におけるまつりのあり方やまつりに要する経費、スタッフの負担軽減等を勘案していきます。

今後は、まつりの詳細について事務局案をまとめ、最終的には与一まつり実行委員会にお諮りしたうえで、令和5年度の再開に向け準備を進めていきます。

③イベントのマナー化については、まつり等イベントを開催していく中では避けられない課題であると思われるので、多様な意見をお聞きし、継続的に改善を重ね、工夫を凝らしながら、より魅力あるイベントになるよう検討していきたいと考えています。

懇談テーマ9

市役所本庁舎の総合案内について

現在、市役所1階と2階に案内人が配置されているが、新庁舎での業務が開始されてから3年が経ち、市民も新しい庁舎に慣れてきたのではないかと思なので、案内人の人数を減らす考えは無いか。

【回答】

市役所の総合案内については、1階で来庁者に窓口等を案内する者が1名、代表電話の取次ぎをする者が1名、2階で市民課の各種手続の記載補助をする者が1名の計3名体制でサービスを提供しています。

これらの案内業務については、平成31年1月の開庁時から業務委託により、専門性の高いスタッフを配置することでスムーズな案内ができていていると思っています。

総合案内の利用実績ですが、令和元年に1階の総合案内を利用された方は、平均して1日当たり265名でありましたが、令和3年には130名と半減しています。

2階の市民課手続の記載補助については、令和元年は1日当たり296名で、令和3年は303名と若干増えているという状況です。

現在の業務委託の契約期間が令和4年12月末日をもって満了するため、令和5年1月からは、民間業者の業務委託から、任期付の職員である会計年度任用職員による1階と2階の案内業務を予定しています。

これまでの実績から、市役所に来庁する方が多い月、曜日、時間帯の統計を取っていますので、混雑が予想されるときは、1階2名体制で、それ以外は1名での案内とし、2階の記載補助については、手続の待ち時間の短縮に寄与していることから、常時1名で対応したいと考えていますので、これまでの常時3名体制から、混雑時は3名、それ以外は2名体制とする予定です。

懇談テーマ10

水辺公園について

公園整備構想から30有余年が経ったが、一部グラウンドゴルフ場（目的外）やお花畑が開園したものの、用地取得済の用地は塩漬けのままである。管理がなされていないため、荒れ放題になっている。今後の進め方について、検討していただきたい。

【回答】

水辺公園の整備については、平成3年に都市計画法による都市計画施設としての事業認可を受け、同年から事業に着手し、30年以上経過しています。この間、国庫補助を導入し事業の進捗を図ってきましたが、用地交渉や厳しい財政状況により用地取得が思うように進まず、平成17年3月31日で事業認可が失効しました。

その後、用地買収した一部を暫定的にグラウンドゴルフ場及びお花畑などとして整備を行っており、グラウンドゴルフ場については、年間延べ5万人以上が利用する人気の

施設となっています。

現在、本市の公園事業としては、既存の公園施設の計画的な維持補修や更新を行っていくことが、優先して解決すべき課題と考えており、令和3年度に公園長寿命化計画を策定し、本年度から、国の交付金を活用しながら2ヶ年事業として施設の維持補修や更新に取り組むこととしています。

このため、水辺公園においても新規整備を行わず、当分の間、現在のグラウンドゴルフ場やお花畑を含む取得用地の維持管理を行っていく計画です。

現在、具体的な水辺公園の整備計画はありませんが、今後、再整備を行う場合は、地域特性や市民ニーズの変化を考慮しつつ、必要な機能などを見直し、施設整備を進めていきたいと考えていますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。